



年度 家屋敷課税に係る調査票(申告書)

年 月 日 提出

家屋敷所在地	鹿児島県南九州市	申告者の個人番号
ふりがな		生年月日
氏名	印	明・大・昭・平 年 月 日
年1月1日における住民登録地	都 道 市 区 府 県 町 村	
現住所	都 道 市 区 府 県 町 村	
日中に連絡のつく電話番号	()	—

年1月1日現在、上記「家屋敷所在地」欄に記載されている物件について、以下の項目のうち、該当する番号に○印をつけ、ご記入ください。

1	所有者が自己又は家族の居住用や別荘・別宅としていた。		
	どちらかに○を付けてください	ア	所有者が自由に居住できる状態である。
		イ	損壊等があり、いつでも自由に居住できる状態ではない。
2	他人に貸し付ける目的で所有、又は現に他人に貸し出している。 ※貸し出している場合、賃貸借契約書等の写しを添付するか、借用者の情報を記入して下さい。		
	賃借開始日： 年 月 日		借用人氏名：
	借用人住所：		
3	対象の家屋敷を所有していない。		
	どちらかに○を付けてください	ア	他人に譲渡した
			譲渡日： 年 月 日 新所有者氏名：
	イ	取り壊した (滅失日： 年 月 日)	
4	その他、上記に当てはまらないご事情がありましたらご記入下さい。		

※※※※事務所・事業所または家屋敷に関する申告について※※※※

毎年1月1日現在に、南九州市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方(自己所有又は賃貸であるかは問いません)で、南九州市内にお住いでない方は、南九州市市税条例第36条の2第7条の規定により市内の事業所または家屋敷などについて申告していただく必要があります。

事務所・事業所とは

事業の必要から設けられた人的及び物理的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をさします。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りているものであっても該当します。(例：医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。)

家屋敷とは

自己又は家族が居住する目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる建物のことを言います。必ずしも、現在の居住の有無及び自己所有かどうかを問いません。(例：住宅以外に設ける別荘やマンション、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を常時住まわしている住宅(実家)などがこれに該当します。)